

全建労発第1号
平成30年4月1日

各都道府県建設業協会会長 殿

(一社) 全国建設業協会
会長 近藤 晴貞
(公印省略)

今後の働き方改革への取組について

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。当会の活動につきましては日頃から格段のご高配を賜わり厚く御礼申し上げます。

さて、建設業の働き方改革の取組を進めて行く上で必要となる各発注者の取組等の環境整備については、未だ整備途上にあるものの、全建事発第3号で周知をお願いしましたとおり、国土交通省における建設業の働き方改革の推進についての取組のように一定の前進がみられたところです。こうした動きとも連動しつつ、平成30年度の事業計画に盛り込まれた事業に加え、各都道府県建設業協会・会員各企業の皆様と共に、団体として統一的・具体的に取り組む活動を展開し、全建として働き方改革への取組をさらに大きく前進させる必要があります。

このため、さる3月15日の理事会におきまして、当会が進めるべき「今後の働き方改革への取組について」が審議了承されたところです。

今後、貴協会の会員各企業の皆様に、下記事項の実施についてご周知いただき、本取組の趣旨を御理解の上、具体的取組が円滑に進みますよう、御配慮のほどよろしくお願いいたします。

記

1 『休日 月1+ (ツイプラス)』運動の実施

会員各企業の皆様において、平成30年度以降、建設業への長時間労働の罰則規定の適用を待つことなく4週8休を確保することを最終目標に、『休日 月1+ (ツイプラス)』運動を実施していただきたいこと。

平成29年度に休日が確保された実績に対し、現場休工や業務のやり繰りに

より従業員へ休日を付与し、毎月プラス1日の休日確保を努力目標としていた
だきたいこと（別紙1を参照して下さい）。

なお、最終目標とする4週8休が確保された会員各企業においては、自ら
「4週8休実現企業」として宣言し、当該企業の魅力発信に繋げていただきた
いこと。

※ 災害復旧・除雪等の緊急現場を除く。

また、本運動の展開に当たっては、有給休暇の取扱いについては、次の点に
留意して下さい。

- ・ 有給休暇は、従業員の権利として付与されるものであることから、有給
休暇取得による休暇を、今般の取組の休日としてカウントすることはでき
ません。

2 社会保険加入対策

平成30年度以降、工事の種別に関係なく、会員各企業の皆様が直接契約を
取り交わす下請企業については、社会保険（雇用・健康・厚生年金保険）の加
入企業に限定していただきたいこと。

※ 適用除外とされている事業所（健康・厚生年金保険については、個人
事業主で従業員が5人未満の事業所）を除く。

3 公共工事設計労務単価の改定を受けた取組

技能労働者への適切な水準の賃金の支払い等の確保を図るため、平成30年
3月から適用される公共工事設計労務単価で受注した工事案件については、当
該労務単価改定分を、会員各企業の皆様が直接契約を取り交わす下請契約に
反映されるよう、全建として対外的に『単価引上げ分アップ宣言』いたしま
した。会員各企業の皆様には、その趣旨を御理解いただき、今回の引上げ分
の下請契約における反映を徹底をしていただきたいこと。

なお、今回の単価引上げ分アップ宣言に対応する単価の引上げは、「引上げ
率」ではなく「引上げ金額」で対応していただきたいこと。

4 生産性向上への取組

全建においては、会員各企業の皆様が生産性の向上や人材育成面で、活用し
ていただける支援策を今後も整理・提供いたしますので、ご活用いただきたい
こと（別紙2を参照して下さい）。

また、各都道府県建設業協会及び支部等において、様々な形での研修機会を
提供していただけるよう、前払金保証事業会社や建設業福祉共済団等の関係団
体とも連携しながら、御支援させていただきますので、各都道府県建設業協会

やその支部等においては、こうした研修機会の提供等に積極的に取り組んでいただきたいこと。

5 働き方改革の推進に向けた環境整備の加速

働き方改革を更に前進させるためには、国の直轄工事のみならず、会員各企業の皆様の多くが受注対象とする地方公共団体や民間発注者における理解と協力が不可欠であります。

そのため、今後は、これまで課題として取り上げられていなかった事項や、国土交通省から提示された「建設業働き方改革加速化プログラム」の施策パッケージにおける運用上の課題等についても、各都道府県建設業協会において会員各企業の皆様の御意見・御要望を把握されたいこと（全建事発第4号を参照して下さい）。

全建としては、これまでの要望事項と併せ、それらの早期の実現に向けて関係方面に強く働きかけて参ります。

担当：労働部 長尾